

2017年12月12日 全12頁

# 法律・制度 Monthly Review 2017.11

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
小林 章子

### [要約]

- 11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 11月は、金融庁が「平成29事務年度 金融行政方針」を公表したこと（10日）、マイナンバーの仕組みを用いた行政機関の間での「情報連携」及び「マイナポータル」の本格運用等が開始したこと（13日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○11月の法律・制度レポート一覧	2
○11月の法律・制度に関する主な出来事	3
○12月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
つみたてNISA、運用会社と販売会社の対応状況	6
○レポート要約集	9
○11月の新聞・雑誌記事・TV等	12
○11月のウェブ掲載コンテンツ	12

## ◇11月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
8日	フェア・ディスクロージャー・ルール細則案の概略 ～2017年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	6
13日	法律・制度 Monthly Review 2017.10 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	10
	なるほど！つみたてNISA 第8回 さらに幅広い対象に投資するには ～バランス型の投資信託を活用する～	是枝 俊悟	税制	2
14日	(詳細版) フェア・ディスクロージャー・ルール細則案 ～2017年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	17
17日	ボルカー・ルール改正の動き ～米通貨監督庁（OCC）が規則改正に向けて パブリックコメントを実施～	鳥毛 拓馬	金融制度	7
20日	なるほど！つみたてNISA 第9回 積立投資で時間を味方につける ～積立開始後に株価が値下がりしても、 挽回するチャンスあり～	是枝 俊悟	税制	3
22日	自社株対価の買収に関する税制改正要望等 ～株主総会特別決議が必要であれば、 敵対的買収への利用は困難か～	金本 悠希	税制	8
29日	会社法改正に向けた議論のポイント ～法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会～	横山 淳	会社法	8
	民法（債権法）改正で実務はどう変わる？② ～請負・委任にまつわる場面～	小林 章子	その他法律	13
	つみたてNISA、運用会社と販売会社の対応状況 ～インデックスは信託報酬の安さで競争、 アクティブ型の取扱は少ない～	是枝 俊悟	税制	7

## ◇11月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇第195回国会（特別会）が開会（12月9日まで）。 ◇金融安定理事会（FSB）、報告書「金融サービスにおける人工知能とマシンラーニング」を公表。
2日	◇金融庁、「FinTech 実証実験ハブ」の初の支援決定案件を公表。 ◇日本公認会計士協会（JICPA）、「アジア地域ファンド・パスポートにおける年次実施状況の検証に係る保証業務に関する実務指針」の公開草案を公表（意見提出期限は12月2日まで）。 ◇保険監督者国際機構（IAIS）、プレス・リリース「国際資本基準（ICS Version 2.0）のコンバージェンスのための統合的な道程」を公表。
3日	◇証券監督者国際機構（IOSCO）、「マネー・マーケット・ファンド（MMF）規制のピア・レビューのアップデート」及び「証券化におけるインセンティブ・アラインメント提言導入のピア・レビューのアップデート」を公表。
8日	◇国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）、「現金主義会計による財務報告」（現金主義 IPSAS）の改訂版を公表。
9日	◇日本銀行金融研究所、「証券取引における分散台帳技術の利用を巡る法律問題研究会」報告書を公表。
10日	◇銀行法施行規則等が一部改正。銀行の IFRS の任意適用が可能に。 ◇金融庁、「平成 29 事務年度 金融行政方針」を公表。 ◇東京都、「『国際金融都市・東京』構想～『東京版金融ビッグバン』の実現へ～」を公表。
13日	◇マイナンバーの仕組みを用いた行政機関の間での「情報連携」及び「マイナポータル」の本格運用等が開始。 ◇欧州証券市場監督局（ESMA）、ICO に関して 2 つの声明を公表。投資家に対して ICO のリスクを警告し、ICO に関わる企業に対して適用される規則を明らかにするもの。 ◇ESMA、MMF 規制に関する技術的アドバイス、実施技術基準案（ITS）及びガイドラインの最終文書を公表。
15日	◇日本証券業協会（JSDA）、外務員の処分に関する規則の改正案を公表（意見提出期限は12月14日まで）。協会の自主規制に基づく処分を、改正行政不服審査法に基づく処分に合わせて改正する内容。
16日	◇金融審議会総会が開催される。金融制度のあり方についての検討（現行の業態ごとのルールを見直して機能・リスクごとの横断的なルールとすることなど）、及び企業情報の開示・提供のあり方についての検討（現行の有価証券報告書（金商法）やコーポレートガバナンス報告書（取引所）などに分かれているガバナンス情報の提供のあり方など）について議論。 ◇米国税制改正法案が下院で可決され、上院に付託される。法人税率の2018年からの引下げ（最高税率35%→20%）、法人課税方式の源泉地国主義への転換、パススルー税制、所得税の税率区分の簡素化（7段階→4段階）、相続税の2025年からの廃止などの内容。
20日	◇政府税制調査会、第16回総会を開催。税務手続の電子化（ICT化）、個人所得課税の見直し（給与所得控除、公的年金等控除）について取りまとめ。 ◇日本 IR 協議会、「情報開示と対話のベストプラクティスに向けての行動指針（案）～フェア・ディスクロージャー・ルールを踏まえて～（『開示と対話のベストプラ指針（案）』）」を公表。
21日	◇FSB、「2017年のグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）のリスト」及び「グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）のリストのレビュー」を公表（G-SIBsのリストは更新あり、G-SIIsのリストは更新なし）。 ◇パーゼル銀行監督委員会（パーゼル委）、「グローバルなシステム上重要な銀行の評価に関する詳細」を公表。

22日	◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、サステナビリティ報告書に関する国際保証基準の強化に向けて、持続可能な開発のための経済人会議（WBCSD）との協働を表明。
24日	◇金融庁、流動性カバレッジ比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正案を公表（意見提出期限は12月24日まで）。
27日	◇中小企業の会計に関する指針作成検討委員会、「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案を公表（意見提出期限は12月27日まで）。 ◇確定拠出年金法の改正政省令が公布。個人型への企業拠出、企業年金制度間の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）等の改正の施行日が2018年5月1日に決定。
29日	◇金融審議会、「金融制度スタディ・グループ」の第1回会合を開催。情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討を行う。 ◇米国財務会計基準審議会（FASB）、リースに関する基準の簡素化を決定。
30日	◇FSB、市中協議文書「実行可能な破綻処理計画の資金調達戦略に関する要素」を公表（コメント期限は2018年2月2日まで）。 ◇FSB、市中協議文書「ペイルイン実行に関するプリンシプル」を公表（コメント期限は2018年2月2日まで）。

### ◇12月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2018年 (H30)	1月1日	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISAの第2期勘定設定期間が開始。 ◇つみたてNISAが開始。年間投資上限額40万円、非課税保有期間（最大）20年間。 ◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し。所得控除38万円の対象となる配偶者の収入の上限を103万円から150万円に引上げ。 ◇IFRS（国際財務報告基準、国際会計基準）9号「金融商品」発効。
	1月3日	◇EU第二次金融商品市場指令（MiFID II）/MiFIR、施行。
	1月4日	◇e-Taxでのダイレクト納付の際に利用する口座について、複数の口座からの選択が可能に。
	4月1日	◇（2018年4月1日以後開始事業年度より）法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇（外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用。
	5月1日	◇確定拠出年金法の平成28年改正について、下記の改正が施行。 ・個人型への企業拠出が可能（小規模事業主掛金納付制度） ・企業年金制度間の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）が拡充 ・企業型について事業者の加入者に対する継続投資教育が努力義務化 ・運用商品提供数の上限が設定 ◇国債の決済期間が、現行のT+2（約定日の2営業日後に決済）からT+1（約定日の1営業日後に決済）に短縮（約定分）。
	5月25日	◇EUの一般データ保護規則（GDPR）適用開始。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。

2019年 (H31)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	4月～5月	◇株式等の決済期間が、現行のT+3（約定日の3営業日後に決済）からT+2（約定日の2営業日後に決済）に短縮。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020年	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
2021年	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2022年	1月1日	◇パーゼルⅢ、完全施行（資本フロア規制は2027年までに段階的施行）。
2023年	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。
2027年	1月1日	◇パーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用（72.5%）。

※原則として、11月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。今回新規に追加したものは太字で記載。

## ◇今月のトピック

つみたてNISA、運用会社と販売会社の対応状況

～インデックスは信託報酬の安さで競争、アクティブ型の取扱は少ない～

2017年11月29日 是枝 俊悟

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171129\\_012507.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171129_012507.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 つみたてNISA対象の指定インデックス投資信託の分類と信託報酬水準（単位：bp）

商品カテゴリ 信託報酬水準		単一指数型							
		国内株式			先進国株式		米国株式	新興国株式	全世界株式
		TOPIX	日経平均	JPX日経400	ヘッジ無	ヘッジ有			
最低値	信託報酬(bp)	15.9	16.9	19.5	18.9	19.0	16.0	33.9	23.0
	商品数(本)	2	1	2	2	1	1	2	1
準最低値	信託報酬の平均(bp)	17.0	18.5	-	19.6	20.0	22.5	34.0	25.0
	商品数(本)	5	6	-	5	2	1	4	1
その他	信託報酬の平均(bp)	41.8	39.0	39.0	53.8	55.0	45.0	59.0	54.0
	商品数(本)	4	3	3	4	1	1	4	2

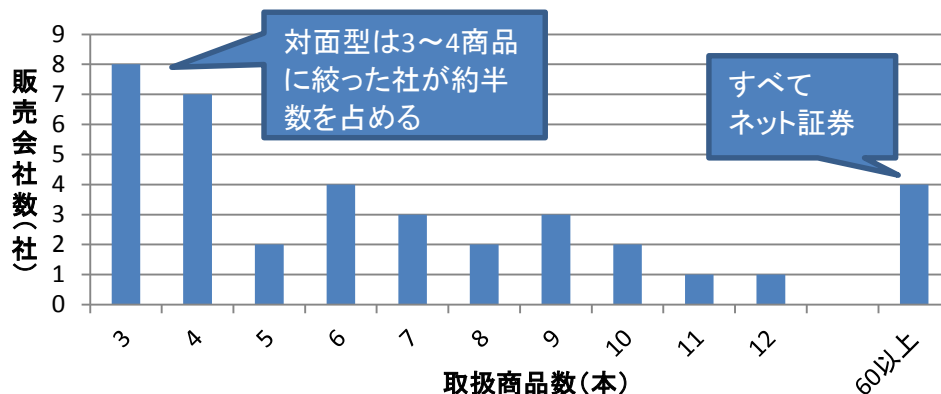
商品カテゴリ 信託報酬水準		複数指数型(バランス型)						合計 商品数	
		均等型(資産数)			傾斜型(株・REIT比率)				
		4～5資産	6資産	7～8資産	20～30%	50～60%	70～80%		ターゲット デット型
最低値	信託報酬(bp)	21.9	21.9	21.0	18.0	19.5	22.0	42.0	-
	商品数(本)	1	1	1	2	1	3	2	23
準最低値	信託報酬の平均(bp)	22.0	22.0	22.0	22.0	21.2	24.0	50.0	-
	商品数(本)	2	1	3	2	5	1	3	41
その他	信託報酬の平均(bp)	55.0	-	50.0	41.5	50.0	57.5	-	-
	商品数(本)	2	-	3	2	1	2	-	32

(注1) カテゴリの分類は次の通り。国内株式は対象指数で分類。先進国株式は為替ヘッジの有無で分類。複数指数型は各指数に均等投資するものを「均等型」(採用する指数の数で細分)、傾斜配分を行うものを「傾斜型」(株式およびREITへの配分比率で細分)とした。なお、図表1に記載した分類のいずれにも分類されないつみたてNISA対象の指定インデックス投資信託が計7本ある。

(注2) bpとは、ベース・ポイントの略で1万分率である。すなわち、15.9bpとは、1万分の15.9で0.159%を意味する。信託報酬の水準は税抜き・年率の金額。「最低値」はこの図表の分類ごとの最低値商品であり、「準最低値」は「最低値」から0.1%pt差以内の商品である。

(出所) 金融庁「つみたてNISA対象商品届出一覧(運用会社別)」(2017年11月8日)および各商品目録見書等をもとに大和総研作成

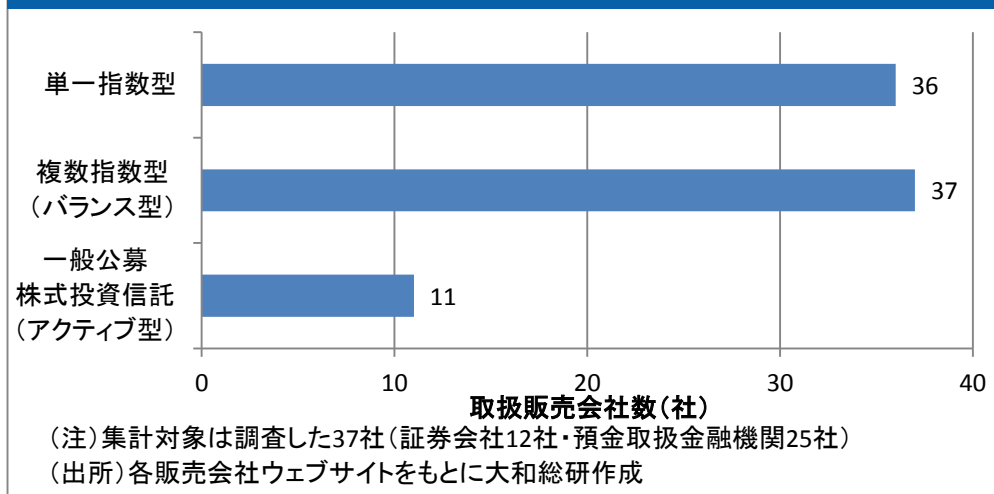
図表2 販売会社による「つみたてNISA」取扱商品数の分布



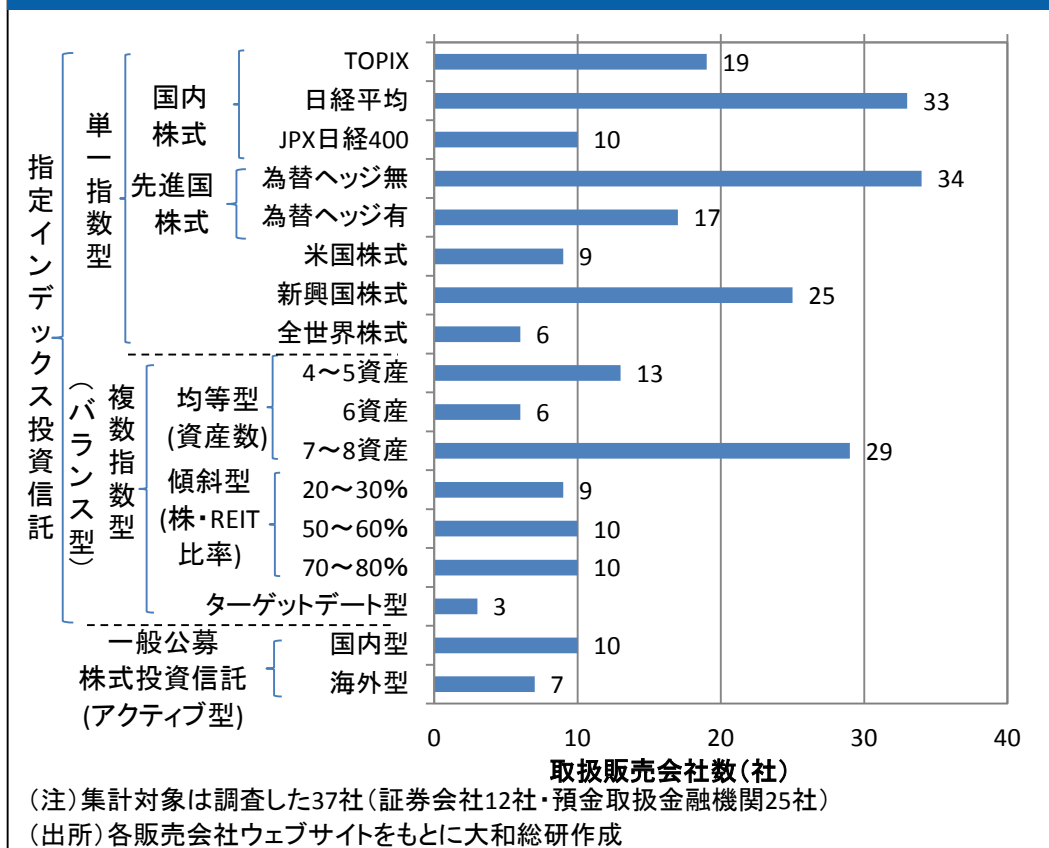
(注) 集計対象は調査した37社(証券会社12社・預金取扱金融機関25社)

(出所) 各販売会社ウェブサイトをもとに大和総研作成

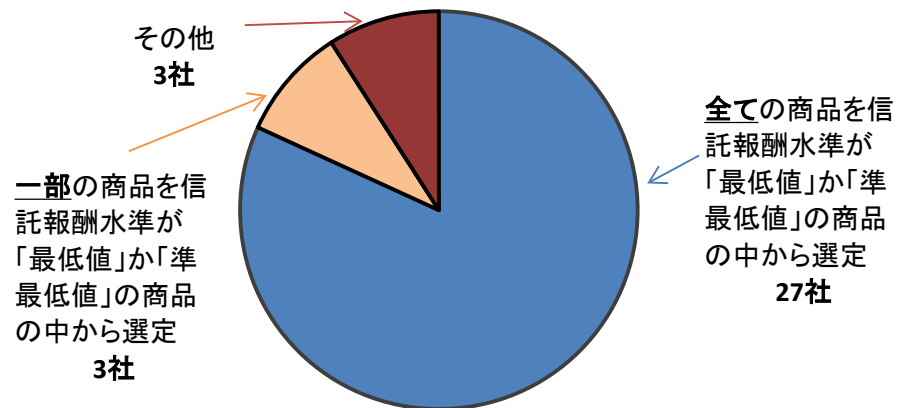
図表3 「つみたてNISA」対象商品のカテゴリ(大分類)別の販売会社数



図表4 「つみたてNISA」対象商品のカテゴリ(小分類)別の販売会社数



図表5 取り扱った指定インデックス投資信託の信託報酬の水準



(注) 集計対象はネット証券を除く33社(証券会社8社・預金取扱金融機関25社)  
(出所) 各販売会社ウェブサイトをもとに大和総研作成



## ◇レポート要約集

### 【8日】

#### フェア・ディスクロージャー・ルール細則案の概略

##### ～2017年金商法改正関連シリーズ～

2017年10月24日、金融庁は「平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」を公表した。

この中で、フェア・ディスクロージャー・ルールについて、対象となる上場会社等の範囲、対象となる情報受領者の範囲、公表前に重要情報を提供した場合の当該重要情報の公表方法などの細目（案）が定められている。

施行日については、平成30年4月1日が予定されている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171108\\_012436.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171108_012436.html)

### 【13日】

#### 法律・制度 Monthly Review 2017.10

##### ～法律・制度の新しい動き～

10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

10月は、衆議院解散に伴う第48回衆議院議員総選挙が行われたこと（22日）、金融庁がフェア・ディスクロージャー・ルールに関する細目等を定める政令・内閣府令案等を公表したこと（24日）、金融庁が「平成28事務年度 金融レポート」を公表したこと（25日）、東京証券取引所等が株式等の決済期間をT+2に短縮することを決定したこと（26日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20171113\\_012447.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20171113_012447.html)

#### なるほど！つみたてNISA 第8回

##### さらに幅広い対象に投資するには

##### ～バランス型の投資信託を活用する～

日経平均株価など国内株式のインデックスが大きく下落する年もあります。国内株式だけでなく債券・不動産や外国資産も組み合わせて、より多くの種類・多くの国の資産に分散投資すると、一層リスクを抑えて安定的なリターンを得やすくなるものと考えられます。バランス型の投資信託を用いると簡単に分散投資をすることができます。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171113\\_012445.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171113_012445.html)

### 【14日】

#### （詳細版）フェア・ディスクロージャー・ルール細則案

##### ～2017年金商法改正関連シリーズ～

2017年10月24日、金融庁は「平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」を公表した。

この中で、フェア・ディスクロージャー・ルールの細目（案）が定められている。

対象となる上場会社等の範囲をインサイダー取引規制に準じて定めているほか、対象となる情報受領者の範囲（株主、適格機関投資家などを含む）、公表前に重要情報を提供した場合の当該重要情報の公表方法（自社ウェブサイトでの公表も可）などが規定されている。

金融庁による一般的な解釈を説明した「ガイドライン案」も公表され、この中で、対象となる重要情報についての考え方も示されている。ただし、インサイダー取引規制の重要事実における軽微基準のような、具体的・客観的な判断基準は示されていない。

施行日については、平成 30 年 4 月 1 日が予定されている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171114\\_012449.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171114_012449.html)

## 【17日】

### ボルカー・ルール改正の動き

#### ～米通貨監督庁（OCC）が規則改正に向けてパブリックコメントを実施～

2017年9月21日に、同年8月2日から米国の通貨監督庁（OCC）により実施されていた、いわゆるボルカー・ルールの最終規則の見直しに関するパブリックコメントが締め切られた。トランプ大統領の指示の下、財務省からボルカー・ルールに関する改正の提案を受けて実施されたものである。

ボルカー・ルールを改正する場合に、ドッド・フランク法に規定された法律の改正と、OCCをはじめとする規制当局による最終規則の改正それぞれについて分けて見る必要がある。法改正については、2017年6月8日に下院で可決された“The Financial CHOICE Act”に、ボルカー・ルールの廃止が盛り込まれた。しかし、その後、同法案は上院で審議は行われておらず、法改正の見通しは立っていない。

これに対して、規制当局による規則変更については、法改正よりは早期に実現する可能性が高いように思われる。ただし、ボルカー・ルールの最終規則は5つの金融規制当局で策定されており、これを変更するためには、5当局の足並みがそろわなければならない。早くても2018年春頃に当局による提案が公表されるとの見方がある。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171117\\_012459.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171117_012459.html)

## 【20日】

### なるほど！つみたてNISA 第9回

#### 積立投資で時間を味方につける

#### ～積立開始後に株価が値下がりしても、挽回するチャンスあり～

毎月一定額を投資する「積立投資」は、株価の安い時期には多くの株数を、株価の高い時期には少ない株数を購入することとなり、買付けの平均単価を抑えやすい特徴があります。

一時的に株価が大きく値下がりしたとしても、積立投資を長期間続けていけば、プラスの収益を得られる可能性は高まっていくものと考えられます。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171120\\_012462.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tsumitatenisa/20171120_012462.html)

## 【22日】

### 自社株対価の買収に関する税制改正要望等

#### ～株主総会特別決議が必要であれば、敵対的買収への利用は困難か～

経済産業省が、本年度の税制改正要望において、自社株式等を対価とした買収を円滑化するため、買収に応じた株主に対する株式譲渡所得課税を繰り延べることを要望している。並行して、法務省法制審議会の会社法制部会も、自社株式等を対価とした買収についての会社法上の手続きや取締役等の責任の見直しを検討している。

これらが実現すれば、特に自己株式を多数保有している会社にとっては、買収手法の選択肢が広がる。

TOBによる買収であれば、合併や株式交換等による買収と異なり、理論上、対象会社との合意なしに行うことができるという特徴がある。そのため、敵対的買収での利用が考えられるが、会社法制部会は、自社株式等を対価とした買収の際には買収会社の株主総会特別決議を行うことを検討しており、現在の検討内容を前提にすると、現実的には敵対的買収での利用は困難であろう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171122\\_012480.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171122_012480.html)

## 【29日】

### 会社法改正に向けた議論のポイント

#### ～法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会～

法務大臣の諮問を受けて、2017年4月から法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において、会社法の改正に向けた議論が進められている。

主な検討項目としては、①株主総会に関する手続の合理化（株主総会資料の電子提供、株主提案権の濫用的な行使の制限など）、②役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備（株式（新株予約権）報酬等、D&O保険、会社補償など）、③社債の管理の在り方の見直し、④社外取締役を置くことの義務付け等、⑤その他（自社株式等を対価とするTOBなど）が取り上げられている。

今後、2017年度内の中間試案のとりまとめが予定されている。早ければ、2018年にも要綱案がとりまとめられ、2019年に改正法案が国会に提出される可能性もあるだろう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20171129\\_012503.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20171129_012503.html)

### 民法（債権法）改正で実務はどう変わる？②

#### ～請負・委任にまつわる場面～

2017年5月26日、「民法の一部を改正する法律」が成立し、同6月2日に公布された。いわゆる「債権法」の改正である。

具体的に企業が請負契約を結ぶ（システムなどの開発・製作などを請け負う）場面を想定すると、留意すべき改正点は、①仕事完成前でも請負報酬請求ができることが明文化されたこと、②「瑕疵担保責任」が「契約不適合責任」として新たに「報酬減額請求」ができ、責任追及の期間制限が見直されたことなどが挙げられるだろう。

請負契約および委任契約に関わる改正内容は、原則として「任意規定」であり、当事者間の契約で異なる定めをすることができる。もっとも、民法の規定は、契約で決めておかなかった場合に適用されるだけでなく、契約内容のベースラインとしての意味を持つといえる。企業には、改正民法が適用される契約についてチェックすることが求められるといえるだろう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20171129\\_012505.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20171129_012505.html)

## つみたて NISA、運用会社と販売会社の対応状況

## ～インデックスは信託報酬の安さで競争、アクティブ型の取扱は少ない～

2017年10月から、運用会社による「つみたてNISA」対象商品の金融庁への届出と、販売会社における個人投資家の「つみたてNISA」申込手続きが開始された。本稿では、届出が行われた「つみたてNISA」対象商品の傾向・特徴と、販売会社における「つみたてNISA」取扱商品の傾向・特徴を分析した。

指定インデックス投資信託の大半は、信託報酬率が法令上の上限を大きく下回る年率0.2%～0.3%程度となった。また、対面販売を行う販売会社のうち（調査を行った）33社中27社は、指定インデックス投資信託のうち同一商品カテゴリ内で信託報酬が「最低値」か「準最低値」の商品の中から取扱商品の全てを選んだ。

一般公募株式投資信託（アクティブ型）については、各商品の運用内容に独自色がある。もっとも、対面販売を行う販売会社のうち（調査を行った）33社中26社は取扱商品の中に一般公募株式投資信託（アクティブ型）を含めていない。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171129\\_012507.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171129_012507.html)

## ◇11月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
SankeiBiz (11月6日)	NISAを学ぶ(1) 投資の利益は非課税	是枝 俊悟
SankeiBiz (11月20日)	NISAを学ぶ(2) 一般NISA	是枝 俊悟
ワールドビジネス サテライト (11月22日)	2018年度税制改正(所得税)について コメント	是枝 俊悟
日本経済新聞 (11月26日朝刊3面)	2018年度税制改正(所得税)について コメント	是枝 俊悟
FPジャーナル (11月号)	資産形成の新たな手段「つみたてNISA」	是枝 俊悟
Financial Adviser (12月号)	シンクタンク研究員による読み解き！ 最新制度 Vol. 33- 消費者契約法、再度の改正が検討中 —消費者保護の更なる強化へ	小林 章子

## ◇11月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
11月22日 掲載	コラム：マイナンバー告知とマイナンバーカードの普及は還付とセットで <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20171122_012473.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20171122_012473.html</a>	吉井 一洋
11月29日 掲載	コラム：約30年ぶりの税制改革に必要な議論の時間 <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20171129_012493.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20171129_012493.html</a>	鳥毛 拓馬